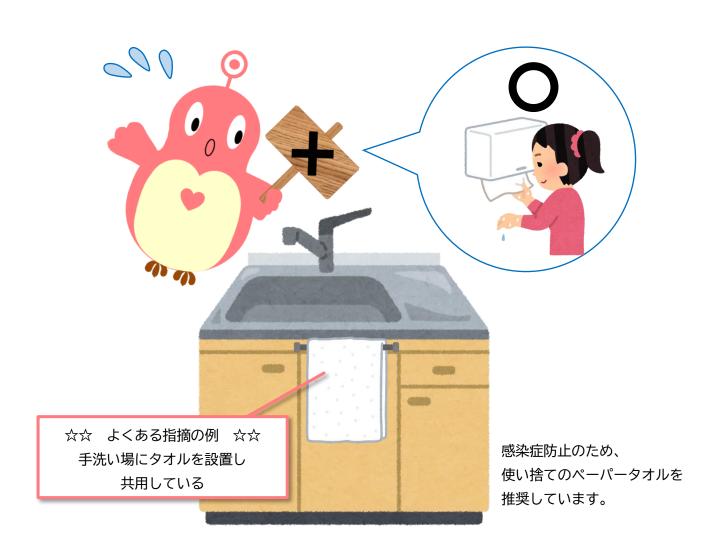
よくある指摘事項 事 例 集



令和2年3月 仙台市障害者支援課

索引

ーはじめに(重要)- 記録について	3
1 欠席時対応加算	4
2 夜間支援等体制加算	5
3 日中支援加算	6
4 計画相談支援費及び障害児相談支援費	7
5 虐待の防止のための措置	8
6 サービス提供実績記録票	10
7 支援の記録(ケース記録等)	12
8 利用者に支払いを求める金銭(給付費の一部負担を除く)	13
9 法定代理受領通知	14
10 個別支援計画、居宅介護計画	16
(1) 個別支援計画	16
(2) 居宅介護計画	19
11 会計の区分	20
12 掲示物	22
13 施設外就労・施設外支援	24
付録 根拠法の調べ方	26

<u>ーはじめに(重要)</u> 記録について

 居
 重
 同
 行
 療
 生
 短
 自
 自
 就
 就
 就
 就
 G
 自
 者
 地
 地
 計
 児
 放
 居
 保
 福
 児

 宅
 訪
 行
 動
 養
 介
 入
 機
 生
 移
 A
 B
 定
 H
 援
 所
 行
 着
 談
 発
 デ
 児
 訪
 入
 入
 計

【よくある事例】

《運営上の記録》

- 所内で定期的に研修を実施しているが、実施結果を記録していない。
- 避難訓練を実施しているが、実施結果を記録していない。
- 共同生活住居を退居する利用者について、退居に至る経緯やそれに伴い提供した援助の内容を記録していない。
- その他、この事例集で取り上げた事例

《報酬算定上の記録》

- 入院外泊時加算を算定する利用者について、病院等を訪問し支援を行ったことについて記録していない。
- その他、この事例集で取り上げた事例

【気を付けていただきたいこと】

- 適切な支援を行い、適正に運営を行っていても、行ったことの記録がなければ、 「行わなかった」ことになりかねません。「記録すること」は、非常に重要な業務 の一部です。
- 全ての「記録」は、適切に運営していることを証明するための重要な手段であり、 給付費を請求するための根拠となります。記録がないために、一度受け取った給付 費を返還しなければならないこともあります。
- 特に利用者に関する記録は、支援の質の向上を図るための貴重な資料となります。 適切に記録を残すことで、担当者間の引き継ぎが円滑になることはもちろん、利用 者やその家族から信頼を得ることにもつながります。
- 全ての記録は、5年間は保存してください。

1 欠席時対応加算

生動		児放発データー	
〕「 機		70 7	

【よくある事例】

- 欠席の連絡を受け付けた日が記録されていない。
- 連絡調整その他の相談援助の内容等が記録されていない。
- 欠席連絡がなく事業者からも連絡を取っていないため、相談援助を行えていない。
- 「サービス提供実績記録票」に利用者の確認と押印を得ていない。

【気を付けていただきたいこと】

- 欠席時対応加算は、急病等により「予め利用の予定があった日」の前々日、前日又 は当日に欠席の連絡があり、かつ欠席に際しての相談援助を行った場合に算定が可 能です。欠席の連絡をいつ受けたかを記録してください。
- また、必ず相談援助の内容を記録してください。相談援助を行えないことのやむを 得ない理由があった場合には、その経過を記録するとともに、次の通所日等に、欠 席した理由や利用者の状態を確認する等のアフターフォローをお願いいたします。
- 欠席時対応加算は、「欠席したことに対する相談援助」等の形で<u>サービスを提供</u>したことをもって算定するものであるため、サービスを提供したことについて、利用者等の確認が必要となります。次回通所時等に確認・押印を求めてください。

《対応記録の参考例》

利	用	者	名	仙台 太郎さん
連	終	ì	者	仙台 太郎さん父
受	付		者	青葉 一郎
連	終	ì	日	R 2.2.14
利	用予	定	日	R 2.2.14
相	談援助]の内	內容	熱があるため、欠席したいとのこと。 次回利用予定日が 2/19 であることを確認。 元気に通所されるのを待っていますと太郎さんへ の伝言を依頼した。

【参考】

サービス	報酬	告示	留意事	耳 項通知		
生活介護		第6の7		第二の2(6)⑨		
自立訓練(機能訓練)		第10の4				
自立訓練(生活訓練)	平 18.9.29	第11の4	平 18.10.31			
就労移行支援	厚労告 523	第12の10	障発第 1031001 号	第二の2(6)⑨準用		
就労継続支援A型		第13の9				
就労継続支援B型		第14の9				
児童発達支援	平 24.3.14	第1の8	平 24.3.30	第二の2(1)⑪		
放課後等デイサービス	厚労告 122	第3の6	障発 0330 第 16 号	第二の2(1)⑩準用		

2 夜間支援等体制加算

	 	 					- :	- :					:	:		- :	
									_								
			1 1						(-;				1				
		 		訓		- 1			U :	 			1		: :		
			1	큐/II		- 1			!				1			- 1	
1 1	 	 	1 1						- $+$ $+$				1		: :		
: :			: :						1 1 3				:		: :		
					1	- 1							1				

【よくある事例】

- Ⅰ型・Ⅱ型において、夜間支援対象利用者数を実際の入居者数で請求している。
- 必要な夜間支援の内容について、個別支援計画に位置づけられていない。
- 夜間支援従事者として勤務する時間が、生活支援員や世話人として勤務する時間と してカウントされている(常勤換算に含めている)。

【気を付けていただきたいこと】

- 夜間支援対象利用者数については、実際の入居者数ではなく、前年度の平均利用者 数から算出します。
 - ※ 新規指定の場合は「定員×0.9」、年度途中に定員が増減している共同生活住居 においては、変更内容に応じて算出した数値を用います。
- 前年度の実績を用いる加算のため、毎年度4月に届出を行う必要があります。
- 夜間支援従事者として夜勤や宿直を行う時間については、生活支援員や世話人としての常勤換算に入れることはできません。生活支援員や世話人が夜勤等を行う場合は、従事する時間を分けて勤務形態一覧表に記載し、実際に勤務した時間の管理も職種ごとに行ってください。
- 夜間に行った支援の内容について、記録を残してください。特に共同生活援助については、どの従業者が、どの日に、どこのホームに配置され、どこのホームを支援していたか分かるよう記録をお願いします。

【参考】

サービス	\$	報酬告示	留意事項通知					
自立訓練(生活訓練)	平 18.9.29	別表第11の9	平 18.10.31	第二の3(2)②				
共同生活援助	厚労告 523	別表第15の1の5	障発第 1031001 号	第二の3(8)⑧				

3 日中支援加算

	GIIIII	
訓	u i i i	
i 5/1		
	. H ! ! ! ! !	

【よくある事例】

- 日中支援の必要性や支援内容について、サービス等利用計画又は個別支援計画に位置づけられていない。
- 日中支援加算 I 型 (GH) について、土日祝日の分を請求している。
- 日中支援加算(宿泊型自立訓練)及び日中支援加算Ⅱ型(GH)について、あらか じめ日中活動サービス等を利用することになっていない日の分を請求している。
- 日中支援従事者を加配せず、管理者やサービス管理責任者が勤務時間内に日中支援 を行っている。
- 日中支援の内容が記録されていない。

【気を付けていただきたいこと】

- 当該加算については、「昼間の時間帯に利用者を支援した」ことのみをもって算定できるものではありません。報酬告示及び留意事項通知で定める要件を満たしているか、必ずご確認ください。
- 相談支援事業所や日中活動先の事業所などと連携し、当該利用者にどのような支援 を行うのが適当かを検討し、個別支援計画に位置づけた上で、計画的に支援を行っ てください。
- 日中支援加算 I 型 (GH) については、土日祝日は加算の算定対象外です。
- 日中支援加算(宿泊型自立訓練)及び日中支援加算Ⅱ型(GH)については、日中活動サービス等を利用することになっている日等に、当該サービスを利用できない場合等が対象となります。<u>最初から日中活動サービス等を利用しない予定の日については、対象となりませんのでご注意ください。</u>
- 昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、<u>指定基準に規定する従業</u> 者の員数を算定する際の勤務時間に含めることができません。
- 支援にあたった職員の氏名や行った支援の具体的な内容について、必ず記録を残してください。

【参考】

サービス	ā	報酬告示	留意事項通知					
自立訓練(生活訓練)	平 18.9.29	別表第11の5の2	平 18.10.31	第二の3(2)23				
共同生活援助	厚労告 523	別表第15の1の7	障発第 1031001 号	第二の3(8)⑧				

4 計画相談支援費及び障害児相談支援費

									計			児
									档談			档談

【よくある事例】

- 居宅等を訪問せずに、アセスメント及びモニタリングを行っている。
- アセスメント及びモニタリングの実施場所を記録していない。
- サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成日(日付)が、相談支援専門員 が計画案を作成した日や計画書をパソコンから出力した日などになっている。

【気を付けていただきたいこと】

- アセスメント及びモニタリングにあたっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、その結果を記録する必要があります。
- 報酬算定の要件を満たす支援を行ったことの裏付けとして、上記記録の中に「実施 場所」を記載するようにしてください。
- サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成日(日付)は、利用者及びその 家族に内容を説明し同意を得た日(署名を得た日)です。
- アセスメント等の記録の他、電話対応等の記録の際も日付や時間を明記し、時系列に沿って整理しておくことをおすすめします。

【参考】

《指定基準》

サービス	基	準省令	解釈通知				
=1 = +0=-1/- +- +=	平 24.3.13	第15条第2項第6号	平 24.3.30	第一の2(11)⑧			
計画相談支援	厚労令第28号	第15条第3項第2号	障発 0330 第 22 号	第一の2(11)®			
萨 中旧 12 数 十 拉	平 24.3.13	第15条第2項第6号	平 24.3.30	第一の2(11)⑧			
│障害児相談支援 │	厚労令第29号	第15条第3項第2号	障発 0330 第 23 号	第一の2(11)⑯			

《報酬の算定》

サービス	幸	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	留意事項通知				
計画相談支援	平 24.3.14 厚労告 125	第1	平 18.10.31 障発第 1031001 号	第四の1(1)			
障害児相談支援	平 24.3.14 厚労告 126	第1	平 24.3.30 障発 0330 第 16 号	第四の1(1)			

5 虐待の防止のための措置

居 重 同 行 療	生短息訓	就 就 就 G 自 移 A B 定 H _摇	者 地 地 計 社 利	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
七 初 17 對 食	┊バ┊へ┊機┊生┊		所行着談	★ 元 児 訪 入 入 談

【よくある事例】

- 虐待防止に係るマニュアルが整備されていない。
- 一部の従業者にしか虐待防止に係る研修が実施されていない。
- 市町村への通報が必ず管理者を経由するフローとなっている。
- やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きが適切に行われていない。

【気を付けていただきたいこと】

• 虐待防止に係る研修は、定期的に行ってください。過去に虐待防止に関する研修を 実施していたとしても、その後人事異動や新規雇用により、従業者の入れ替えがあ ることが当然予想されます。

また、法改正や新規利用者の受け入れ等、事業所を取り巻く環境が変化することも 考えられますので、年に1回以上は全ての従業者を対象として実施することをおす すめします。

• 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には、速やかに市町村に通報する義務が全従業者にあります。通報する義務については、明らかに虐待を受けた場面を 目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合(事実が確認できない場合)についても同様です。

事業所が使用しているマニュアルにおいて、管理者や施設長を必ず経由してから市町村に報告する流れとなっていることがありますが、発見者から直接市町村に通報することも可能であることを追記するとともに、従業者に対して改めて周知徹底をお願いします。

- 厚生労働省から虐待防止に係る「手引き」が発出されています。事業所に常備し、 研修の際などにご活用ください。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、組織による決定と個別支援計画への記載、本人・家族への十分な説明、必要な事項の記録などの、適切な手続きが必要です。詳しくは上述の「手引き」を参考に、適切な手続きを行ってください。

[次のページへ続きます]

【参考】

《法律》

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)

《基準等》

《指定基準》		# 157	《身体拘束廃止未実施減算》					
基準省令	ì	サービス	留意事項通知					
		居宅介護						
		重度訪問介護						
		同行援護						
		行動援護						
		療養介護	ਜ਼ਵ 10 10 91					
		生活介護	平 18.10.31 ・ 障発第 1031001 号	第一の1(12)				
		短期入所	P 元分 1031001 勺					
平 18.9.29	第3条	重度障害者等包括支援						
厚労令第 171 号	第3 条	自立訓練(機能訓練)						
		自立訓練(生活訓練)	ਜ਼ੋ 10 10 91					
		就労移行支援	平 18.10.31 障発第 1031001 号	第一の1(12)				
		就労継続支援A型	学元为 1031001 万	l				
		就労継続支援B型						
		就労定着支援						
		自立生活援助						
		共同生活援助	平 18.10.31					
平 18.9.29 厚労令第 172 号	第3条	障害者支援施設	章発第 1031001 号	第一の1(12)				
平 24.3.13	# O. A	地域移行支援						
厚労令第27号	第2条	地域定着支援						
平 24.3.13 厚労令第 28 号	第2条	計画相談支援						
		児童発達支援						
च र 0.4 0 0		医療型児童発達支援						
平 24.2.3 厚労令第 1 5 号	第3条	放課後等デイサービス	TF 0.4. 0. 0.0					
序刀下炉 1 J 与		居宅訪問型児童発達支援	平 24.3.30 ・ 障発 0330 第 16 号	第一の1(9)				
		保育所等訪問支援	PP北 0330 分 10 万					
平 24.2.3	第3条	福祉型障害児入所施設						
厚労令第16号	が 3米	医療型障害児入所施設						
平 24.3.13 厚労令第 29 号 第2条		障害児相談支援						

《手引き》

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き (平成30年6月)

【厚生労働省ホームページ掲載場所】

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 >

障害者虐待防止法が施行されました > 通知・関連資料等 >

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)(平成30年6月)

6 サービス提供実績記録票

居 重 同 行 療 生 短 自 自 就 就 就 就 G 自 者 地 地 定 記 訪 行 動 養 介 入 機 生 移 A B 定 H 短 系	児 放 居 保 福 医 前 育 児 児
宅 訪 行 動 養 介 入 機 生 移 A B 定 H 渡 所 行 着 ┃	発 ア 児 訪 入 入

【よくある事例】

- サービス提供実績記録票を作成していない。又は、請求の根拠となる必要事項を記録していない。
- 月末にまとめて利用者に確認・押印を求めている。
- 欠席時対応加算を算定した日に利用者の確認と押印を得ていない。

【気を付けていただきたいこと】

- 事業者は、その時点でのサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスを提供した都度、利用者へ伝達すべき必要な事項を記録する必要があります。
 - ※ 事業所独自の様式を使用することも差し支えありませんが、必要事項を網羅できる 「サービス提供実績記録票」の使用をお勧めします。
- また、その記録については、支給量の管理及び報酬の請求に係る適切な手続きを確保する観点から、その都度利用者の確認を得なければなりません。
 - ※ 利用者に後日まとめて確認を得ることも差し支えないとされているのは、 療養介護、共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援に限られています。
- 欠席時対応加算は、「欠席したことに対する相談援助」等の形で<u>サービスを提供</u>したことをもって算定するものであるため、サービスを提供したことについて、利用者等の確認が必要となります。次回通所時等に確認・押印を求めてください。

[次のページへ続きます]

【参考】

《様式・記載例の掲載場所》

【仙台市ホームページ】

ホーム > 申請書ダウンロード・電子申請 > 申請書・届出書様式のダウンロードサービス > 障害のある方 > 事業者指定・給付費請求 > 障害者総合支援法請求書等様式

《指定基準》

基型	集省 令	サービス	基準省令	の解釈通知			
	第19条	居宅介護	第三の3(9)				
		重度訪問介護					
	第 19 条準用	同行援護	第三の3(9)準用				
		行動援護					
	第53条の2	療養介護	第四の3(2)				
		生活介護					
	第 19 条準用	短期入所	・ 第三の3(9)準用				
平 18.9.29	为17 未平用	重度障害者等包括支援	カニの3(3)平用	平 18.12.6			
厚労令第 171 号		自立訓練(機能訓練)		障発第 1206001 号			
	第169条の2	自立訓練(生活訓練)	第九の3(1)				
		就労移行支援					
	第 19 条準用	就労継続支援A型					
		就労継続支援B型	第三の3(9)準用				
		就労定着支援					
		自立生活援助					
	第53条の2準用	共同生活援助	第四の3(2)準用				
平 18.9.29 厚労令第 172 号	第17条	障害者支援施設	第三の3(11)	平 19.1.26 障発第 126001 号			
平 24.3.13	第15条	地域移行支援	第二の2(9)	平 24.3.30			
厚労令第27号	第 15 条準用	地域定着支援	第二の2(9)準用	障発 0330 第 21 号			
	第21条	児童発達支援	第三の3(10)				
平 24.2.3		医療型児童発達支援		平 24.3.30			
〒 24.2.3 厚労令第 1 5 号	第 21 条準用	放課後等デイサービス	第三の3(10)準用	岸 24. 3. 30 障発 0330 第 12 号			
47 13110.1	为 41 未平凡	居宅訪問型児童発達支援	カー の3(10)平内	(4 71 tK 0000 available)			
		保育所等訪問支援					
平 24.2.3	第15条	福祉型障害児入所施設	第三の3(10)	平 24.3.30			
厚労令第16号	第 15 条準用	医療型障害児入所施設	第三の3(10)準用	障発 0330 第 13 号			

7 支援の記録(ケース記録等)

居重同行療	生短 自 自 勍		児 放 居 保 福 医
名 訪 行 動 養	介 入 機 生 移	3 A B 定 H 液 所 行 着	▍発 デ 覧 覧 パ パ

【よくある事例】

- 特記事項があった日以外は何も記録していない。
- 行った支援や訓練の具体的内容が記録されていない。
- 作業の名称(「袋詰め」「塗り絵」など)だけが記載されており、利用者の様子が記録されていない。
- 担当者会議等の参加者の氏名や記録者の氏名が記録されていない。
- 記録が全く無い。

【ふりかえってみましょう】

- 個別支援計画で定めた目標に沿って利用者の様子を見守り、記録していますか?
- 利用者の状態が落ち着いていても、本当に毎日同じ状態ですか? 1 週間前、1 カ月前と比較して、何らかの変化がありませんか?
- 支援の記録をどのように活用していますか?

【気を付けていただきたいこと】

- 事業者は、利用者一人一人について、「どのような課題分析に基づき、どのような 支援を提供したか」を説明できなければなりません。支援の記録は、利用者の支援 方法を見直すためだけでなく、事業者の説明責任を果たすためにも必要となるもの です。
- また、提供した介護や訓練の具体的な内容の記録は、事業所が支援を提供した事実の裏付けであり、報酬を算定する上での根拠となるものです。請求が適正に行われていることの証明にもなるものですので、適切に記録し、5年間保存する必要があります。

【ご検討ください】

• 利用者の様子や、それに対して試行錯誤を重ねてこられた支援の経過を記録するため、どのような記録のつけ方・在り方が望ましいか、職員の皆さまでご検討をお願いいたします。

8 利用者に支払いを求める金銭(給付費の一部負担を除く)

児相 行 就 G 児 生援 児 訓 移 定 桕 養 訪 行 介 R 定 動 Н

【よくある事例】

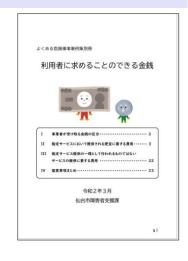
- 設定額の妥当性を検証していない(実費相当額を確認していない)。または、検証 を行っていても、算定の根拠となる記録を保存していない。
- 「共益費」「お世話料」等の曖昧な名目で支払いを求めている。
- 支払を求める理由や金額について、あらかじめ利用者等に対して説明を行っていない。または、説明し同意を得たことを明らかにできる記録がない。

【気を付けていただきたいこと】

- 利用者に求める額の設定が実費相当額になっているかを定期的に確認してください。少なくとも会計年度に一度は確認されることをお勧めします。
- 利用者から支払いを受けた額が実費相当額を超えている場合は、返金するか、支払いを求めた用途に応じた形※で利用者に還元してください。
 - ※ 例えば、食費として支払いを受けた金銭に余剰金が生じた場合に、おかずを一品増やす等の方法が考えられますが、その余剰金で日用品を購入するなど、あらかじめ利用者に説明した内容と異なる用途に使用することはできません。
- 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない「曖昧な名目」で支払い を求めることは認められていません。何のために支払いを求めるのかを書面で明確 にしてください。
- 書面で明確にした内容や金額をあらかじめ利用者に説明し、同意を得てください。 トラブル防止のため、書面で同意を得ることをお勧めします。実費の変動などにより、契約後に額の設定を変更する場合も同様です。

【詳しくは別冊を参照】

- 利用者に支払いを求めることのできる金銭の範囲や 支払いを求める際の留意事項については、サービス ごとに定められています。
- 詳しくは<u>別冊「利用者に求めることのできる金銭」</u>
 をご確認ください。



《別冊》

9 法定代理受領通知

 居
 重
 同
 行
 療
 生
 短
 自
 就
 就
 就
 就
 G
 自
 者
 地
 地
 計
 児
 放
 居
 保
 福
 医
 児

 お
 行
 動
 養
 介
 入
 機
 生
 A
 B
 定
 H
 接
 所
 行
 着
 談
 発
 デ
 児
 訪
 入
 込

【よくある事例】

- 法定代理受領額を通知していない。
- 自己負担額のある利用者にのみ法定代理受領額を通知し、自己負担額の無い利用者 には通知していない。

【法定代理受領通知の概要】

- 介護給付費等は、本来的には、市町村から支給決定障害者等に直接支給されるものです。つまり、利用者は事業者に対してサービス提供に要した費用を全額支払った上で、市町村から給付費の支給を受けるというのが本来の仕組みです。
- しかし、この本来の仕組みによると、
 - ① 一時的とはいえ利用者の負担が非常に重くなる
 - ② 事業者にとっても、利用者に支払いを求めるよりも、市町村から給付費に相当する額を受け取り、残りの自己負担分を利用者から徴収をした方が確実であること等から、市町村は利用者に代わって、給付費を事業者に支払うことができるとされています。
- 事業者が利用者に代わって給付費を受け取っている、ということから、事業者は 「利用者が支給を受けるはずであった給付費の額」を、利用者に通知しなければな らないとされています。

【気を付けていただきたいこと】

- この法定代理受領額の通知は、自己負担額の有無に関わらず必要です。
- 基準上は「文書で」、とまでは求められていませんが、後の確認のしやすさや、よりわかりやすくするため、文書を交付してこの通知を行っていただくことをお勧め しております。

[次ページへ続きます]

【参考】

《指定基準》

基準省	î令	サービス	解釈	通知			
	第 23 条	居宅介護	第三の3(13)				
		重度訪問介護					
	第 23 条準用	同行援護	第三の3(13)準用				
		行動援護					
	第 56 条	療養介護	第四の3(5)				
		生活介護	_				
		短期入所	_				
平 18.9.29		重度障害者等包括支援	_	平 18.12.6			
厚労令第 171 号		自立訓練(機能訓練)	_	障発第 1206001 号			
		自立訓練(生活訓練)	_				
	第 23 条準用	就労移行支援	第三の3(13)準用				
		就労継続支援A型	_				
		就労継続支援B型]				
		就労定着支援					
		自立生活援助					
		共同生活援助					
平 18.9.29 厚労令第 172 号	第 21 条	障害者支援施設	第三の3(15)	平 19.1.26 障発第 126001 号			
平 24.3.13	第18条	地域移行支援	第二の2(12)	平 24.3.30			
厚労令第27号	第 18 条準用	地域定着支援	第二の2(12)準用	障発 0330 第 21 号			
平 24.3.13 厚労令第 28 号	第14条	計画相談支援	第二の2(10)	平 24.3.30 障発 0330 第 22 号			
	第 25 条	児童発達支援	第三の3(14)				
平 24. 2. 3	第61条	医療型児童発達支援	第四の3(3)	TZ 24 2 20			
平 24. 2. 3 厚労令第 1 5 号		放課後等デイサービス		平 24.3.30			
序刀 T 知 T J J	第 25 条準用	居宅訪問型児童発達支援	第三の3(14)準用	PP元 0330 分 12 勺			
		保育所等訪問支援					
平 24.2.3	第19条	福祉型障害児入所施設	第三の3(14)	平 24.3.30			
厚労令第16号	第 55 条	医療型障害児入所施設	第四の3(2)	障発 0330 第 13 号			
平 24.3.13 厚労令第 29 号	第14条	障害児相談支援	第二の2(10)	平 24.3.30 障発 0330 第 23 号			

10 個別支援計画、居宅介護計画

(1) 個別支援計画

療生養介	自 自 就 就 就 就 G 自 者 入 所 機 生 移 A B 定 H 援 所	児 放 居 保 福 児 ス
		元 ノ 児 訪 人 人

【よくある事例】

- 利用開始から1カ月を経過しても個別支援計画を作成していない。
- 個別支援計画の作成に係る会議を開催していない。
- 個別支援計画の作成に係る会議を開催していても、その内容を記録していない。
- 利用者又はその家族に個別支援計画の内容を説明していない。
- 利用者の支援にあたる従業者(以下「直接支援員」)が確認できる場所に個別支援計画を常備しておらず、内容も共有していない。

【気を付けていただきたいこと】

- 利用開始前に作成することができない場合においても、利用開始から概ね1月以内 を目途として、速やかに個別支援計画を作成してください。
- サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、計画の原案を作成のうえ、直接支援員の意見を聞くための会議を開催し、計画に反映させる必要があります。また、運営基準に則って適切に計画を作成していることを明らかにするため、会議の内容(日時、参加者、意見)を記録し、保存するようにしてください。
- 個別支援計画を形式的に作成しても、内容について利用者又は家族の同意を得ていない場合は、「作成した」ことになりません。必ず利用者又は家族に対して丁寧に説明を行い、書面で同意を確認してください。
- 支援は、個別支援計画に基づいて行う必要があります。個別支援計画を作成しても、直接支援員が内容を把握していなければ、「個別支援計画に基づいて支援した」とはいえません。計画に記載した課題や目標、支援の具体的内容等を直接支援員に周知し、直接支援員がいつでも確認できる場所に保管しておいてください。 ※ ただし、個人情報が守られるよう、施錠などの配慮をお忘れなく
- 以下の状態で1カ月を経過した場合には、減算となります。
 - ① 個別支援計画が作成されていない
 - ② 個別支援計画の作成に係る一連の業務を適切に行わずに作成した
 - ③ 個別支援計画が作成されているが、個別支援計画に基づいて支援していない

[次ページへ続きます]

【参考】

《指定基準》

基準省	冷	サービス	基準省令の	の解釈通知			
	第 58 条	療養介護	第三の3(7)				
		生活介護]			
		自立訓練(機能訓練)					
		自立訓練(生活訓練)					
平 18.9.29		就労移行支援		平 18.12.6			
厚労令第 171 号	第 58 条準用	就労継続支援A型 ※	第三の3(7)準用	障発第 1206001 号			
		就労継続支援B型					
		就労定着支援					
		自立生活援助					
		共同生活援助					
平 18.9.29 厚労令第 172 号	第 23 条	障害者支援施設	第三の3(17)	平 19.1.26 障発第 126001 号			
	第 27 条	児童発達支援	第三の3(16)				
平 24.2.3		医療型児童発達支援		TF 0.4. 0. 0.0			
平 24.2.3 厚労令第 1 5 号	第 27 条準用	放課後等デイサービス	第三の3(16)準用	平 24.3.30 障発 0330 第 12 号			
序为 [第13 号	为 47 未平用	居宅訪問型児童発達支援	第二の3(10)平用	序元 0000 为 12 勺			
		保育所等訪問支援					
平 24.2.3	第21条	福祉型障害児入所施設	第四の3(16)	平 24.3.30			
厚労令第16号	第 21 条準用	医療型障害児入所施設	第四の3(16)準用	障発 0330 第 13 号			

※ 関係通知(就労継続支援A型)

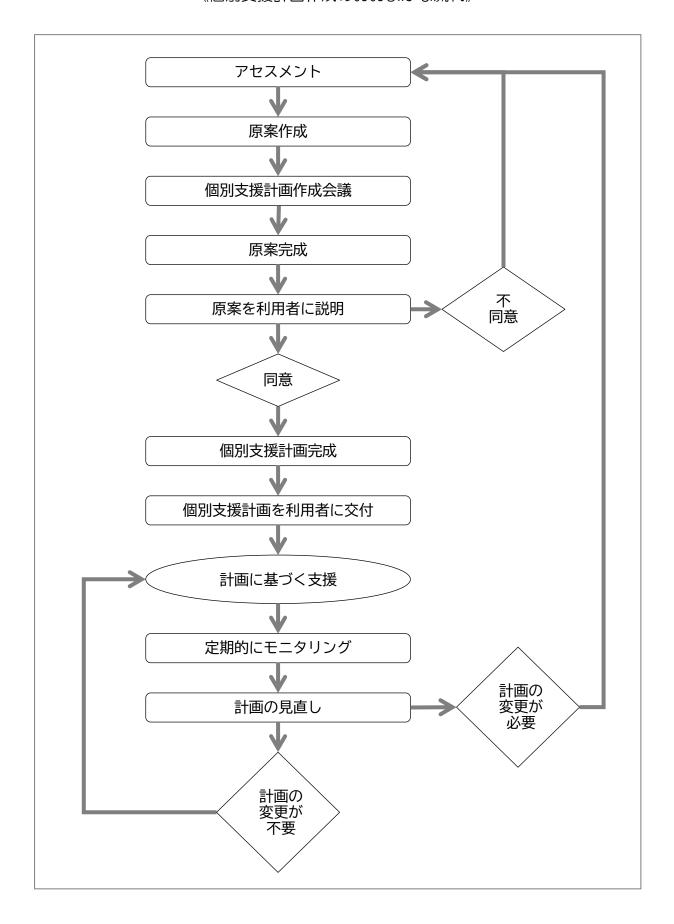
指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について(平成29年3月30日障障発0330第4号)

《報酬の算定(個別支援計画未作成減算)》

サービス	留意事項通知			
療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、				
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、	平 18.10.31 障発第 1031001 号	第二の1(10)		
自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設	147073 1001001 3			
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、				
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、	平 24.3.30 障発 0330 第 16 号	第二の1(7)		
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	1770 0000 76 10 3			

[次ページへ続きます]

《個別支援計画作成のおおまかな流れ》



(2) 居宅介護計画

										:		
居	重。同。行											1
	T T 10 13											1
-	=+ /- ++											1
	訪し行し動し											1
	10 10 ±0											

【よくある事例】

- 居宅介護計画に担当する従業者の氏名及び種別、提供するサービスの具体的内容、 所要時間、日程等を記載していない。
- 居宅介護計画で定めたサービス提供内容や所要時間と実際のサービス提供が合致しないにもかかわらず、居宅介護計画の見直しを行っていない。
- その他、(1)個別支援計画 と同様。

【気を付けていただきたいこと】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護(以下「居宅介護等」)については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画には、派遣される従業者の種別についても記載する必要があります。
- 実際に派遣した従業者の種別が居宅介護計画に記載した種別と異なる場合には、報酬告示及び留意事項通知を確認のうえ、適正な単位数で算定してください。
- 居宅介護等を行った場合の報酬請求については、居宅介護計画に基づいて行われる べき所要時間に基づいて算定することから、当初の居宅介護計画で定めたサービス 提供内容や所要時間が実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介 護計画の見直し、変更を行う必要があります。
- その他、(1)個別支援計画 と同様。

【参考】

《指定基準》

基準省	ì令	サービス	基準省令の	の解釈通知
	第 26 条	居宅介護	第三の3(16)	
平 18.9.29		重度訪問介護		平 18.12.6
厚労令第 171 号	第 26 条準用	同行援護	第三の3(16)準用	障発第 1206001 号
		行動援護		

《報酬の算定》

サービス	留意事項通知					
居宅介護	第二の2(1)					
重度訪問介護		平 18.10.31				
同行援護	第二の2(1)準用	障発第 1031001 号				
行動援護						

11 会計の区分

居 重 同 行				R R R R R R R R R R
七:初:1J:勤:	川 八 機 生 ↑	恀:A:B:疋:H:援:所:ぇ	f 着 談	▍弁│ ア│児│訪│入│入│談│

【よくある事例】

- 複数の事業所を運営している法人において、事業所毎の区分がされていない。
- 多機能型事業所において、事業毎に会計が区分されていない。
- 生産活動を行う生活介護や就労系サービスにおいて、給付費会計と生産活動に係る 会計(就労支援事業会計)が区分されていない。

【気を付けていただきたいこと】

- 事業者は、<u>事業所毎</u>に経理を区分し、また事業所のなかでも<u>事業毎</u>に会計を区分し なければなりません。
- また、生産活動を行う事業においては、以下のとおり賃金又は工賃を適正に支払う ため、さらに、給付費会計と生産活動にかかる会計を区分しなければなりません。
 - ① 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型(雇用契約なし)、就労継続支援B型

 □ 「生産活動の売上 せ産活動の経費」に相当する額を工賃として支払う
 - ② 就労継続支援A型(雇用契約あり)
 - ⇒ 「生産活動の売上 生産活動の経費」に相当する額が賃金の総額以上となる

[次ページへ続きます]

【参考】

《指定基準》

基準省	 î令	サービス	解釈:	通知		
	第41条	居宅介護	第三の3(28)			
		重度訪問介護				
		同行援護	1			
		行動援護				
		生活介護 ※ 1	1			
		短期入所	1			
चर 10 0 00		重度障害者等包括支援	1	ਜ਼∉ 10 19 C		
平 18.9.29 厚労令第 171 号	第 41 条準用	自立訓練(機能訓練)	第三の3(28)準用	平 18.12.6 障発第 1206001 号		
序刀节知 111 与	第 41 宋华用 	自立訓練(生活訓練)	第二の3(20)準用	PP 北分 1400001 勺		
		就労移行支援 ※1				
		就労継続支援A型 ※1※2				
		就労継続支援B型 ※ 1				
		就労定着支援				
		自立生活援助				
		共同生活援助				
平 18.9.29 厚労令第 172 号	第 55 条	障害者支援施設	第三の3(47)	平 19.1.26 障発第 126001 号		
平 24.3.13	第 37 条	地域移行支援	第二の2(30)	平 24.3.30		
厚労令第27号	第 37 条準用	地域定着支援	第二の2(30)準用	障発 0330 第 21 号		
平 24.3.13 厚労令第 28 号	第 29 条	計画相談支援	第二の2(24)	平 24.3.30 障発 0330 第 22 号		
	第53条	児童発達支援	第三の3(40)			
ਹੋ ਟ 2.4. 2. 2		医療型児童発達支援		ਹੋ ਂ 14 1 2 10		
平 24.2.3 厚労令第 1 5 号	第 53 条準用	放課後等デイサービス	 第三の3(40)準用	平 24.3.30 障発 0330 第 12 号		
序刀节知 I J 与	分 33 米平用	居宅訪問型児童発達支援	第二の3(40)平用	PP元 0330 分 12 勺		
		保育所等訪問支援				
平 24.2.3	第50条	福祉型障害児入所施設	第三の3(43)	平 24.3.30		
厚労令第16号	第50条準用	医療型障害児入所施設	第三の3(43)準用	障発 0330 第 13 号		
平 24.3.13 厚労令第 29 号	第 29 条	障害児相談支援	第二の2(24)	平 24.3.30 障発 0330 第 23 号		

※1 関係通知

社会福祉法人 の場合	社会福祉法人会計基準の制定について (平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)
社会福祉法人以外	就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて
の場合	(平成 18 年 10 月 2 日社援発第 1002001 号社会・援護局長通知)

※2 関係通知(就労継続支援A型)

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について (平成29年3月30日障障発0330第4号)

12 掲示物

居重同	行療 生	E 短 自	自就	就	就 就	G 皇		地 地移 定	計和		夕 居 訪	保育	福児	児 相
宅。訪。行	動養が	入 機	生移	Α	B 定	H 援	! ,	行着	談	発う		訪	入	談

【よくある事例】

- 必要な掲示が行われていない。
- 利用者・保護者・見学者等が普段目にしにくい場所に設置している。
- 改正前の運営規程等を掲示したままになっており、最新の内容になっていない。

【気を付けていただきたいこと】

- 事業者は、下記の事項について事業所(施設)内に掲示する必要があります。現に 在籍する利用者だけでなく、利用申込みを検討する見学者等がサービスを選択する 際に役立つよう、外部の方にも見やすい場所に掲示してください。
- 諸事情により掲示が難しい場合は、ファイル等に入れて受付など見やすい場所に立てかけ、誰でも閲覧ができるようにするなど、各事業所で工夫をお願いします。

	H - 18 N 亜 A 古 石
サービス	掲示が必要な事項
居宅介護、重度訪問介護、	● 運営規程の概要
同行援護、行動援護	● 従業者の勤務の体制
重度障害者等包括支援	● 苦情解決の措置の概要(相談窓口、苦情解決の体制及び手順等)
療養介護	● その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
生活介護	
短期入所	
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	
就労移行支援、就労継続支援A型·B型	● 運営規程の概要
就労定着支援	● 従業者の勤務の体制
自立生活援助	● 協力医療機関
共同生活援助	● 苦情解決の措置の概要(相談窓口、苦情解決の体制及び手順等)
児童発達支援、医療型児童発達支援	● その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
放課後等デイサービス	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	
障害者支援施設	● 運営規程の概要● 従業者の勤務の体制
	● 協力医療機関
福祉型障害児入所施設	● 協力歯科医療機関
	● 苦情解決の措置の概要(相談窓口、苦情解決の体制及び手順等)
医療型障害児入所施設	● その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
地域移行支援 ※	● 運営規程の概要
地域定着支援 ※	● 支援の実施状況
計画相談支援 ※	● 従業者の有する資格、経験年数及び勤務の体制 ■ 苯胂姆纳の世界の柳亜(担勢窓口、苯胂姆纳の体制及び毛順等)
障害児相談支援 ※	苦情解決の措置の概要(相談窓口、苦情解決の体制及び手順等) その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

※ 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援については、上記の事項について、掲示だけではなく、公表に努めることが基準上求められています。ホームページによる掲載等、公表の方法については適宜工夫してください。

[次ページへ続きます]

【参考】

《指定基準》

基準省令 解釈通知			「掲示等」	 の規定	「苦情解決」の規定			
基準省令	解釈通知	サービス	基準省令	解釈通知	基準省令	解釈通知		
		居宅介護	第 35 条	_	第39条	第三の3 (26)		
		重度訪問介護						
		同行援護	第 35 条準用	_				
		行動援護						
		療養介護	第72条	_				
		生活介護	第92条	_				
平 18.9.29	平 18.12.6	短期入所	第 92 条準用	_				
厚労令	障発	重度障害者等包括支援	第35条準用	_		第三の3		
第171号	第 1206001 号	自立訓練(機能訓練)			第 39 条準用	第三の3 (26)準用		
		自立訓練(生活訓練)				(20) +)11		
		就労移行支援	第 92 条準用	_				
		就労継続支援A型	分 32 米华用	_				
		就労継続支援B型						
		就労定着支援						
		自立生活援助	第35条準用	_				
		共同生活援助 第 92 条準用 -		_				
平 18.9.29 厚労令 第 172 号	平 19.1.26 障発 第 126001 号	障害者支援施設	第 47 条	_	第 52 条	第三の3 (44)		
平 24.3.13	平 24.3.30 障発	地域移行支援	第31条	第二の2 (25)	第 35 条	第二の2 (28)		
第27号	0330 第 21 号	地域定着支援 第31条準用		第二の2 (25)準用	第 35 条準用	第二の2 (28)準用		
平 24.3.13 厚労令 第 28 号	平 24.3.30 障発 0330 第 22 号	計画相談支援	第 23 条 第二の (19)		第 27 条	第二の2 (22)		
		児童発達支援	第43条	_	第50条	第三の3 (37)		
平 24.2.3	平 24.3.30	医療型児童発達支援						
厚労令	障発	放課後等デイサービス	然 40 夕)佐 田		<i>太</i>	第三の3		
第15号	0330 第 12 号	居宅訪問型児童発達支援	第 43 条準用	_	第 50 条準用	(37)準用		
		保育所等訪問支援						
平 24.2.3 厚労令	平 24.3.30 障発	福祉型障害児入所施設	第 40 条	_	第 47 条	第三の3 (40)		
第16号	0330 第 13 号	医療型障害児入所施設	第 40 条準用	_	第 47 条準用	第三の3 (40)準用		
平 24.3.13 厚労令 第 29 号	平 24.3.30 障発 0330 第 23 号	障害児相談支援	第 23 条	第二の2 (23)	第 27 条	第二の2 (22)		

13 施設外就労・施設外支援

就就	, Jyb :		
移 A	В		
	. B		

【よくある事例】

《共通》

- 施設外就労・施設外支援を提供すること及び提供する内容について、運営規程に位置づけられていない。
- 施設外就労・施設外支援の必要性や効果について、個別支援計画に事前に位置づけ られていない。

《施設外就労》

- 1ユニットあたりの利用者数に対して必要な人員が配置されていない。
- どのようなユニットを組み、誰が、いつ、どこで施設外就労を実施したかについて、記録がない。

《施設外支援》

- 個別支援計画の内容について、1週間ごとに必要な見直しが行われていない。
- 施設外でのサービス提供中の状況等について、日報を作成していない。

【気を付けていただきたいこと】

- サービスの提供は、指定を受けた事業所内で行うのが原則ですが、次ページの各要件を 全て満たす場合のみ、施設外就労又は施設外支援として位置づけ、基本報酬や加算を算 定することが可能です。
- 施設外就労・施設外支援については、当該支援により就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行に資することが認められることが前提となっています。個別支援計画に位置づける際は、ただ施設外就労・施設外支援の作業内容や目標工賃(賃金)を記載するのではなく、当該支援によってどのように就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行に効果が期待できるか、また利用者にとってなぜ当該支援が必要なのかを記載してください。
- 訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労・施設外支援の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行う必要があります。

【参考】

《報酬の算定》

サービス	留意事項	通知	関係通知					
就労移行支援	₩ 10 10 21		就労移行支援、就労継続支援事業(A型、B型)					
就労継続支援A型	平 18.10.31 障発第 1031001 号	第二の1(4)	における留意事項について					
就労継続支援B型			(平成19年4月2日付障障発第0402001号)					

[次のページへ続きます]

《施設外就労・施設外支援の要件》

	施設外就労	施設外支援
当該支援を	要	否
実施する職員		(就労移行支援事業で、移行準備支援体制加
の要否		算(I)を算定する場合は「要」)
報酬算定の対象	①施設外就労を行うユニットについては、当	①施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サ
となる支援の	該施設外就労を行う日の 1 ユニットあた	ービス事業所等の運営規程に位置付けられ
要件	りの利用者数に対して報酬算定上必要と	ていること。
	されている人数※の職員を配置する。事業	②施設外支援の内容が、事前に個別支援計画
	所については、施設外就労を行う者を除い	に位置づけられ、1週間ごとに当該個別支援
	た前年度の平均利用者数に対して報酬算	計画の内容について必要な見直しが行われ
	定上必要とされる人数※の職員を配置する	ているとともに、当該支援により、就労能力
	こと。 (※常勤換算方法による)	や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行
	②施設外就労の提供が、当該施設の運営規程	が認められること。
	に位置付けられていること。	③利用者又は実習受入事業者等から、当該施
	③施設外就労に含めた個別支援計画が事前	設外支援の提供期間中の利用者の状況につ
	に作成され、就労能力や工賃(賃金)の向	いて、聞き取ることにより、日報が作成され
	上及び一般就労への移行に資すると認め	ていること。
	<u>られる</u> こと。	④施設外支援の提供期間中における緊急時の
	④緊急時の対応ができること。	対応ができること。
	⑤施設外就労により実施する作業内容につ	
	いて、 <u>発注元の事業所と契約している</u> こ	
	と。	
	⑥施設外就労により就労している利用者に	
	ついては、月の利用日数のうち最低 2 日	
	は、施設外就労先又は事業所内において訓	
	練目標に対する達成度の評価等を行うこ	
	と。	
本措置による	本体施設利用者の増員分	施設外支援利用者
報酬算定対象	(施設外就労利用者と同数以内)	
本体施設利用者	可	不可
の増員		
施設外での	無	年間 180 日を限度
サービス提供		(特例の場合、当該期間を超えて提供することも可)

付録 根拠法の調べ方

法律	一通知の関係		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
1	指定基準(一	覧)							•								•	28
2	解釈通知(一	覧)							•		•						•	29
3	最低基準(一	覧)			•				•		•						•	30
4	報酬告示(一	覧)			•				•		•						•	31
5	留意事項通知	(一覧	()		•				•		•						•	32
6	その他の関係	告示、	関	係	通	知		事	務	連	絡							33

①~⑥の原文については、それぞれ厚生労働省のホームページで検索することもできますが、合わせて見やすく編集した書籍を複数の出版社で販売していますので、使いやすいものを選んで活用することをお勧めします。

【厚生労働省ホームページ内の検索場所】

ホーム > 所管の法令等 > 所管の法令、告示・通達等 > 厚生労働省法令等データベースサービス

【仙台市ホームページ内の掲載場所(主な通知のみ)】

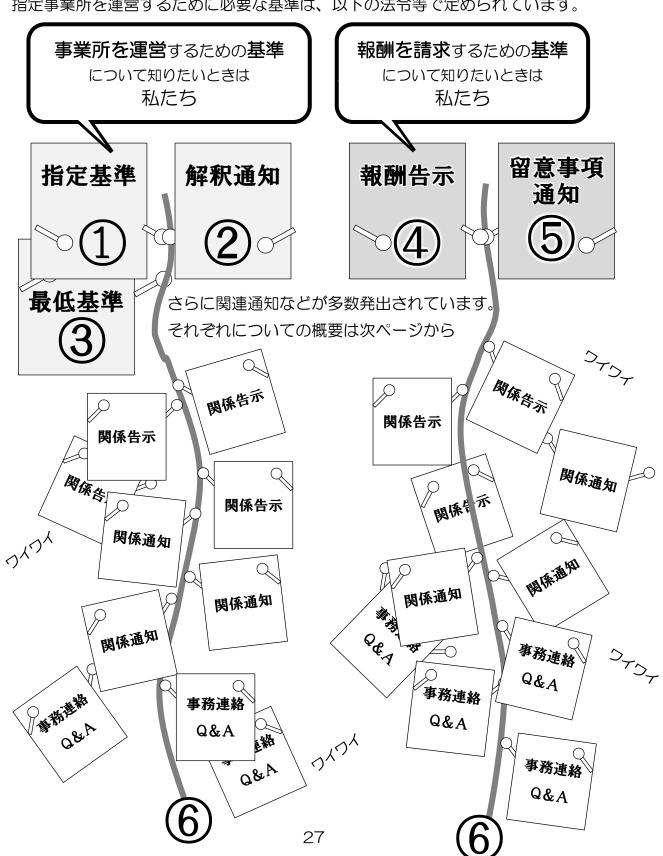
ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 制度改正、通知等

法律~通知の関係

障害者・障害児の支援は、以下の法律に基づいて行います。

略称	正式名称
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
児童福祉法	児童福祉法

指定事業所を運営するために必要な基準は、以下の法令等で定められています。



私は「省令」です

指定基準

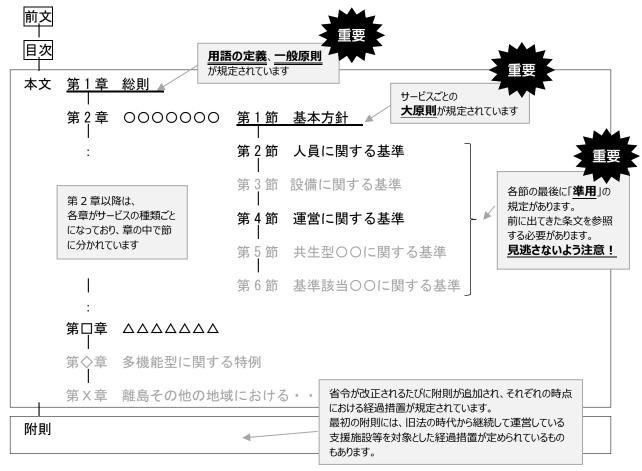


②の解釈通知とセットで確認してください。

提供するサービスにより、対象となる省令が異なります。

対象となる事業所等	省令の名称	公布日•番号
指定障害福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 18 年 9 月 29 日
サービス事業所	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第 171 号
指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 18 年 9 月 29 日
障害者支援施設	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第 172 号
指定一般	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 24 年 3 月 13 日
相談支援事業所	指定地域相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準	厚生労働省令第 27 号
指定特定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 24 年 3 月 13 日
相談支援事業所	指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省令第 28 号
指定障害児	児童福祉法に基づく	平成 24 年 2 月 3 日
通所支援事業所	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第15号
指定障害児	児童福祉法に基づく	平成 24 年 2 月 3 日
入所施設	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第16号
指定障害児	児童福祉法に基づく	平成 24 年3月 13 日
相談支援事業所	指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省令第 29 号

おおむね次のような構成となっています。(文字色が薄い部分が無いものもあります)



私は「通知」です

解釈通知

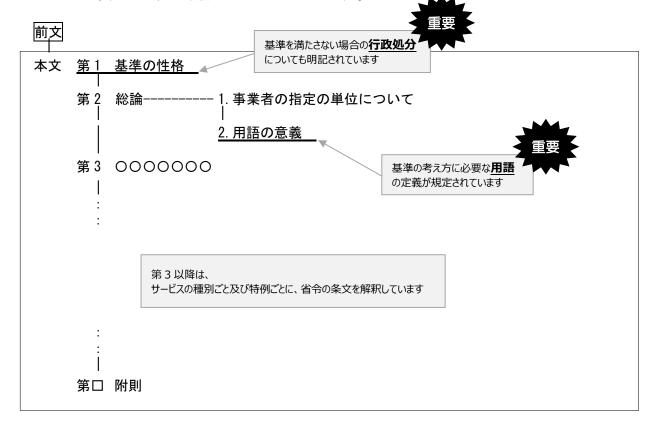
2

指定基準(省令)の趣旨と内容を示しています。 ①の指定基準とセットで確認してください。

提供するサービスにより、対象となる省令が異なります。

対象となる事業所等	通知の名称	通知日•番号
指定障害福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 18 年 12 月 6 日
サービス事業所	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	障発第 1206001 号
指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成19年1月26日
障害者支援施設	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	障発第0126001号
指定一般	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 24 年 3 月 30 日
相談支援事業所	指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障発 0330 第 21 号
指定特定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 24 年 3 月 30 日
相談支援事業所	指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障発 0330 第 22 号
指定障害児	児童福祉法に基づく	平成 24 年 3 月 30 日
通所支援事業所	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	障発 0330 第 12 号
指定障害児	児童福祉法に基づく	平成 24 年 3 月 30 日
入所施設	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	障発 0330 第 13 号
指定障害児	児童福祉法に基づく	平成 24 年 3 月 30 日
相談支援事業所	指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障発 0330 第 23 号

おおむね次のような構成となっています。



私は「省令」です

最低基準

(3)

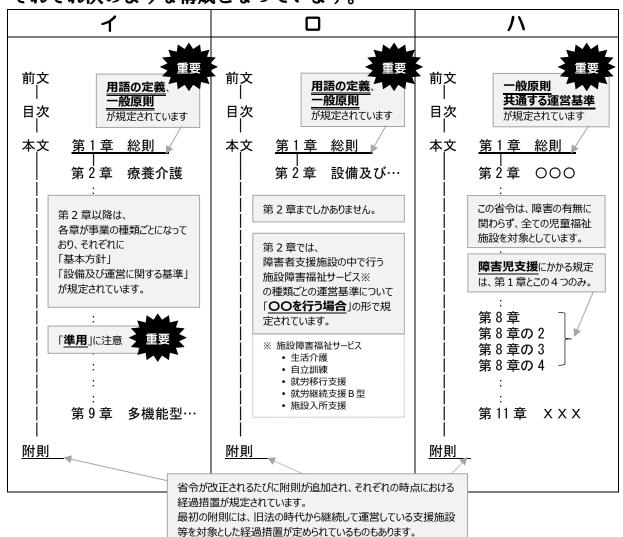
一部のサービスのみ対象としています。「適正な事業の運営を担保」「児童の発達のために必要な水準を確保」するために必要となる、最低限度の基準を 定めています。

①の指定基準とセットで確認してください。

省令の種類は3つ。

対象となる事業所等	省令の名称	公布日•番号	下図
療養介護生活介護自立訓練就労移行支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 174 号	7
就 労継続 支援 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害者支援施設 の設備及び運営に関する基準	平成18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 177 号	
障害児入所施設 児童発達支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和 23 年 12 月 29 日 厚生省令第 63 号	ハ

それぞれ次のような構成となっています。



私は「告示」です

報酬告示

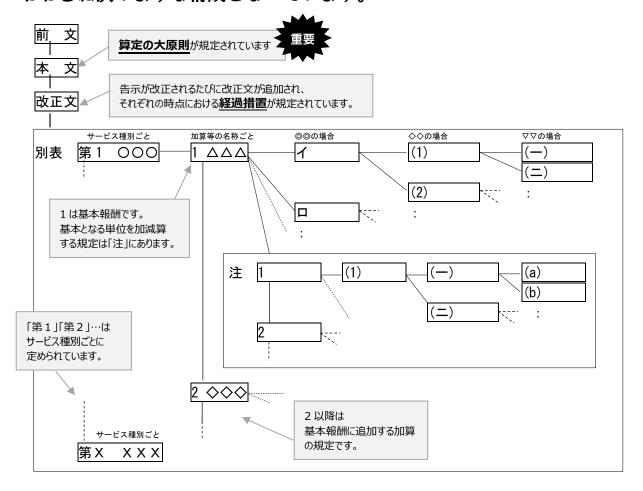


給付費の額を算定するために必要な 基準(ルール)と「単位数」を定めています。 ⑤の留意事項通知とセットで確認してください。

提供するサービスにより、対象となる告示が異なります。

対象となる事業所等	省令の名称	公布日•番号
指定障害福祉 サービス事業所 指定 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス に要する費用の額の算定に関する基準	平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 523 号
指定一般	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 24 年 3 月 14 日
相談支援事業所	指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省告示第 124 号
指定特定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	平成 24 年 3 月 14 日
相談支援事業所	指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省告示第 125 号
指定障害児	児童福祉法に基づく 指定通所支援 及び基準該当通所支援	平成 24 年 3 月 14 日
通所支援事業所	に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省告示第 122 号
指定障害児	児童福祉法に基づく 指定障害児入所支援	平成 24 年 3 月 14 日
入所施設	に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省告示第 123 号
指定障害児	児童福祉法に基づく 指定障害児相談支援	平成 24 年 3 月 14 日
相談支援事業所	に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省告示第 126 号

おおむね次のような構成となっています。



私は「通知」です

留意事項 通知



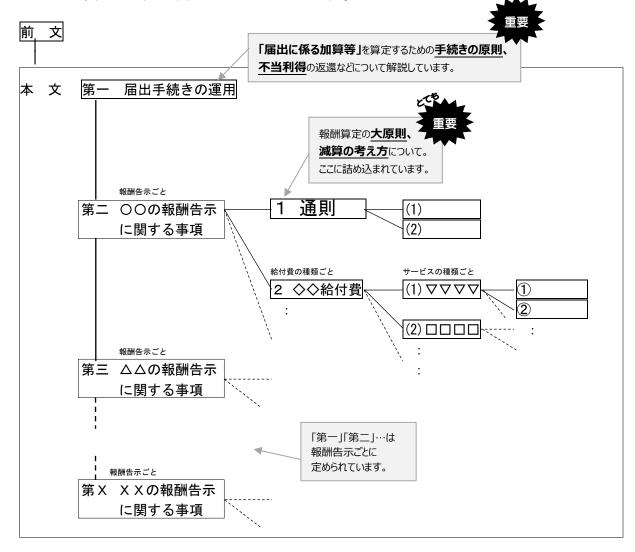
給付費の額を算定するにあたって 留意すべきことを示しています。

4の報酬告示とセットで確認してください。

障害者総合支援法に基づく告示3種、児童福祉法に基づく告示3種を それぞれ1つにまとめて通知しています。

対象となる事業所等	省令の名称	通知日•番号
障害者総合支援法 に基づくサービスを 提供する指定事業所		平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号
児童福祉法 に基づくサービスを 提供する指定事業所	児童福祉法に基づく 指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定 に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 16 号

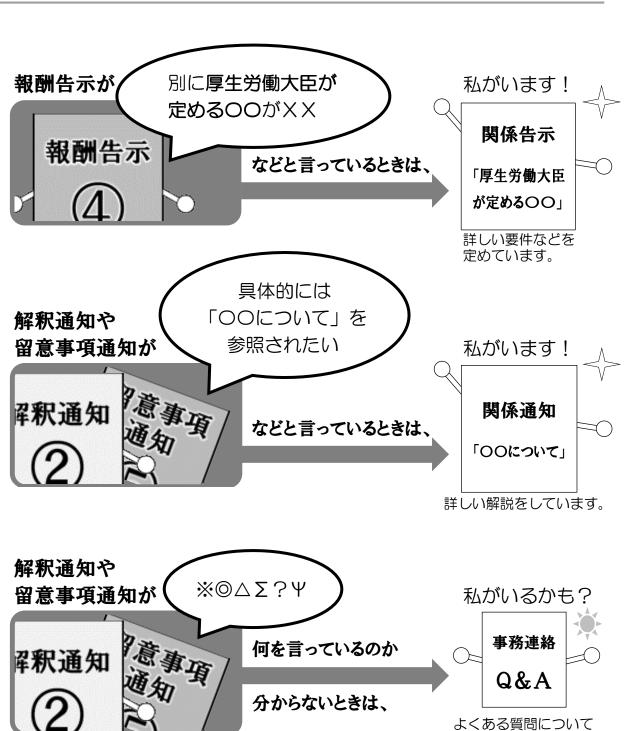
おおむね次のような構成となっています。



解説をしています。

私たちは、基準省令や報酬告示に関係する「告示」「通知」「事務連絡」です





実地指導の際のお願い

◎ 実地指導の実施当日について

事業所をお休みにしていただく必要はありません。

普段の支援の様子もぜひ拝見したいと思っております。販売会やイベントなどで職員配置が手薄になるような場合には、日程の変更についてご相談ください。

◎ ケース記録等をデータで管理されている場合

実地指導当日に、データを確認するためのパソコンを一台ご用意く ださいますようお願いいたします。

データの状態で確認させていただきますので、あらかじめ印刷物を ご用意いただかなくても結構です。

◎ マニュアル類が未整備の場合

実地指導のために作成する必要はありません。

マニュアル類は『在ること』ではなく、『使えること』のほうが大切です。実地指導の時点で完成していなくても問題ありませんので、 実務を踏まえて作成と更新を繰り返し、より良い運営のために活用してください。